(四)　医療提供体制の確保
国及び関係地方公共団体は、カネミ油症患者がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切なカネミ油症に係る医療を受けることができるよう、医療機関と原因事業者の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずることとした。（第一二条関係）

(五)　情報の収集提供体制の整備等
国及び関係地方公共団体は、カネミ油症の症状、治療等に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、カネミ油症患者等に対する相談支援を推進するために必要な施策を講ずることとした。（第一三条関係）

4　施行期日等

(一)　検討
(1)　政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、カネミ油症患者の福祉を増進する観点から、カネミ油症患者に関する施策の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第二条関係）

(2)　経済的社会的環境の変化その他の事情により原因事業者の事業の継続が困難となることが明らかとなった場合には、この法律の規定について速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられることとした。（附則第三条関係）

(二)　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（法律第八三号）（農林水産省）

1　機構の目的
株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」という。）は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、農山漁村の活性化並びに農林漁業者の経営の安定向上を図るためには、国内外の多様な需要に応じた我が国農林漁業の安定的な成長発展を図ることが重要であることに鑑み、地域との調和に配慮しつつ、我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、及び農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって、農林水産物、農林漁業の生産活動又は農山漁村の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善、新役務の開発、提供若しくは需要の開拓又は農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給若しくは需要の開拓を行い、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的とする株式会社とすることとした。（第一条関係）

2　設立等
機構は、農林水産大臣の認可により、一を限って設立される株式会社とし、政府は、常時、機構の発行済株式の総数の二分の一以上に当たる株式を保有していなければならないこととした。（第二条及び第三条並びに第六条～第一一条関係）

3　管理
機構に農林漁業成長産業化委員会を置き、取締役である委員三人以上七人以内で組織し、対象事業活動支援の対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び当該対象事業活動支援の内容の決定等を行うこととした。（第一四条～第一九条関係）

4　業務

(一)　業務の範囲
機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務等を営むものとした。（第二一条関係）
(1)　支援対象事業者に対する出資及び資金の貸付け
(2)　支援対象事業活動支援団体に対する出資及び基金の拠出
(3)　支援対象事業者が発行する有価証券及び支援対象事業者が保有する有価証券の取得
(4)　支援対象事業者に対する金銭債権及び支援対象事業者が保有する金銭債権の取得
(5)　支援対象事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証
(6)　支援対象事業活動支援団体に対する指導、勧告その他の措置
(7)　対象事業活動を行い、又は行おうとする事業者に対する専門家の派遣及び助言

(二)　支援基準
農林水産大臣は、あらかじめ、農林漁業者等の意見を反映させるために必要な措置等を講じ、機構が対象事業活動支援の対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び当該対象事業活動支援の内容を決定するに当たって従うべき基準を定めるものとし、当該基準は、対象事業者の意思決定における農林漁業者の主導性の確保に関する事項等を含み、地域の農林漁業の健全な発展に資するものとすること等に配慮して定められなければならないこととした。（第二二条関係）

(三)　業務の実施
(1)　支援決定
機構は、対象事業活動支援を行おうとするときは、支援基準に従って、その対象となる対象事業者又は対象事業活動支援団体及び当該対象事業活動支援の内容を決定しなければならず、対象事業活動支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならず、農林水産大臣は、認可の申請があったときは、農林漁業者その他の関係者の意見を聴かなければならないこととした。（第二三条関係）

(2)　株式等の譲渡その他の処分等
機構は、その保有する支援対象事業者又は支援対象事業活動支援団体に係る株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定を行おうとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けなければならないこととし、平成四五年三月三一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならないこととした。（第二五条関係）

5　国の援助等
機構並びに支援対象事業者及び支援対象事業活動支援団体の行う事業の円滑かつ確実な実施の促進に関する国の援助等について定めた。（第二六条及び第二七条関係）

6　財務及び会計
農林水産大臣は、毎事業年度の予算、政府以外の者からの資金の借入れ等の認可等を行うこととし、政府は、機構に対する資金の貸付け及び機構の債務についての保証契約をすることができることとした。（第二八条～第三三条関係）

7　監督
機構は、農林水産大臣がこの法律の定めるところに従い監督することとし、農林水産大臣は、2の認可等をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならないこととした。（第三四条～第三六条関係）

8　解散等
機構は、業務の完了により解散することとした。（第三七条及び第三八条関係）

9　施行期日
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇都市の低炭素化の促進に関する法律（法律第八四号）（国土交通省）

1　目的
この法律は、社会経済活動その他の活動に伴って発生する二酸化炭素の相当部分が都市において発生しているものであることに鑑み、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、市町村による低炭素まちづくり計画の作成及びこれに基づく特別の措置並びに低炭素建築物の普及の促進のための措置を講ずることにより、地球温暖化対策の推進に関する法律と相まって、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　基本方針
国土交通大臣、環境大臣及び経済産業大臣は、都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定め、これを公表することとした。（第三条関係）

3　低炭素まちづくり計画に係る特別の措置

(一)　市町村は、基本方針に基づき、市街化区域等のうち都市の低炭素化の促進に関する施策を総合的に推進することが効果的であると認められる区域について、低炭素まちづくり計画を作成することができることとした。（第七条関係）